

人権教育・学習発表展

市内の小・中・義務教育学校では、12月の「人権週間」や「ひびきあいの日」を軸として、一年を通して「人権教育」に取り組んでいます。

市では、小・中・義務教育学校の「人権」に関する取り組みを広く市民の皆さんに知っていただくため、各校の人権学習の様子や、その成果をまとめた学習発表展を開催しています。

今年度の発表校は、次の7校です。

東小学校・日新小学校・綾里小学校・小野小学校・上石津学園・西中学校・赤坂中学校

第1部 開催済

期間：令和8年2月2日(月)～2月13日(金)
会場：大垣市役所 1階市民ロビー

第2部

期間：令和8年2月24日(火)～3月8日(日)
午前8時30分～午後5時15分
会場：大垣市民病院 1階中央廊下



大垣市役所での展示の様子

～大垣市本人通知制度をご存じですか～

「本人通知制度」とは、住民票の写し・戸籍謄抄本を本人以外の第三者に交付したときに、登録者本人に対してその事実を通知する制度で、不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。

制度の利用には事前登録が必要です。オンラインによる登録もできます。
詳しくは、次のサイトをご覧ください。

<https://www.city.ogaki.lg.jp/0000008271.html>



市HP

お問い合わせ先：大垣市役所 市民活動部 人権擁護推進室
〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部 人権擁護推進室
直通TEL：0584-47-8576 FAX：0584-81-7800 E-mail：jinken@city.ogaki.lg.jp

人権Letterの発行先

〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所 市民活動部 人権擁護推進室
直通TEL：0584-47-8576 FAX：0584-81-7800 E-mail：jinken@city.ogaki.lg.jp

人権Letter

No.36

令和8年2月
発行

— 法務省 人権啓発キャッチコピー — 「誰か」のことじゃない。 大垣市 市民活動部 人権擁護推進室

情報流通プラットフォーム対処法が施行されました

近年、インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散が社会問題となっています。

こうした中、平成14年に施行された「プロバイダ責任制限法」が「情報流通プラットフォーム対処法★」に改正され、令和7年4月に施行されました。この改正においては、インターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるように法制度が整備されました。

★正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」

改正された法律の主な内容

今回の改正では、「被害者救済」と「表現の自由」に配慮しながら、大規模なSNS事業者等★に対し、削除対応の迅速化、運用状況の透明化に関する措置を義務化するなどの内容となっています。これにより、誹謗中傷等への対応が強化され、被害者の救済が迅速化することが期待されています。

★平均月間発信者数が1,000万以上、または平均月間延べ発信者数が200万以上などの基準を満たした特定電気通信役務提供者（サービス名：Instagram、X、Facebook、Yahoo!知恵袋、LINEオープンチャット、TikTok、YouTubeなど）

削除対応の迅速化（権利侵害情報への対応）	運用状況の透明化
● 削除申出窓口の整備・公表	● 削除基準の策定・公表
● 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任など）	● 削除した場合、発信者への通知
● 削除申出に対する判断・通知（7日以内）	● 運用状況の公表



インターネット上の人権侵害をなくしましょう

インターネットには、掲示板やSNSなどコミュニケーションの輪を広げる便利な機能・サービスがあり、その利用が進む一方で、使い方をまちがえると、相手の心を傷つけ、最悪の場合、命を奪ってしまうこともあります。安易な書き込みで相手の心を傷つけないために、インターネットの特性を踏まえた上で、起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

インターネット上の人権侵害を受けた場合の相談窓口の詳細については、次のサイトをご覧ください。
法務省「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」
<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>





市民人権とおく

S H I M I N J I N K E N T O K U

「広報おおがき」などで募集した、心温まる「ちょっといい話」をお届けします。

思わぬ人助け

先日、思いもかけず人助けができ、とても清々しい気持ちになりました。

車で道路を走行中、少し前を走行している自転車から財布が落ち、道路の真ん中まで飛んでいきました。落とされた方は気が付かずどんどん進んでしまっています。財布が無くてはどんなに困るだろうかと、とっさに主人が車を安全な場所に止め、落ちた財布を拾い、私は何度も呼びかけますが自転車は止まりません。車で追いかけて、1度見失いながらもなんとか見つけ、財布は無事渡すことができました。

落とされた方は若い外国の方のようでした。驚きと喜びでいっぱいの様子が伝わってきました。私たちが車に戻った後も、大きく手を振って感謝を表してくれていました。

落とされた方が困ることがなくて本当によかったです。

Y・Nさんより



大垣市人権のまちづくり懇話会委員のコメント

「財布を落とされて困るだろうな」という相手の気持ちを思う心があったので、1度見失いながらもなんとか見つけられたのでしょうね。相手の喜びが自分の喜びになるって素敵ですね。また、外国人の方に日本人の誠実さや日本の良さが伝わったことでしょう。

「市民人権とおく」の寄稿を随時受け付けています。応募された方には、人権啓発グッズをプレゼントいたします。みなさんが見た・体験した「ちょっといい話」をお寄せください。寄稿先については4ページ下をご覧ください。右の二次元コードからも応募できます。



人権クイズ ～考えてみましょう～

「人権」ってむずかしい？ 本当にそうでしょうか？ 人権クイズに挑戦してみましょう。
(答えは、4ページにあります)

Q. このキャラクターは
どんな人たちを
支援しているでしょう？



- ① 性的少数者
- ② 障がいのある人
- ③ 犯罪被害者やその家族

第77回人権週間

国連で「世界人権宣言」が採択された12月10日は「人権デー」です。日本では、毎年12月10日を最終日とする1週間(12月4日～10日)を人権週間として定めています。

令和7年12月4日(木)から始まった「第77回人権週間」に合わせて、12月7日(日)には、イオンタウン大垣で、岐阜地方法務局大垣支局と大垣人権擁護委員協議会の主催による、人権作品表彰式が行われました。

表彰式では、西濃圏域で募集した「中学生人権作文」及び「小学生人権書道及び人権ポスター」の最優秀賞・優秀賞受賞者が表彰された後、最優秀作文を受賞者自らが発表する朗読会も行われました。書道・ポスターの受賞作品約100点は、人権週間の間、同会場で開催の「小学生人権書道・ポスター展」にて展示されました。



小学生人権書道・ポスター展



人権作品表彰式での記念撮影

高齢者虐待防止研修会が開かれました

市は、1月27日(火)に、市役所8階大会議室で高齢者虐待防止研修会を開催しました。

講師には、日本福祉大学・人間環境大学非常勤講師の塚本鋭裕さんをお迎えし、「～地域で支える、あたたかな見守りの輪を広げてみませんか?!～」と題して、高齢者虐待の基礎知識や地域での見守りのポイントについて、わかりやすくご講演いただきました。

参加者は、熱心に講師の話に耳を傾けていました。



研修会の様子